



【高度外国人材活躍推進プラットフォーム】
中堅・中小企業のグローバル展開における
外国人留学生等の活用セミナー

外国人労働者を巡る 最近の動向と施策について

平成31年 2月28日

厚生労働省職業安定局

外国人雇用対策課 調査官 山本 浩司

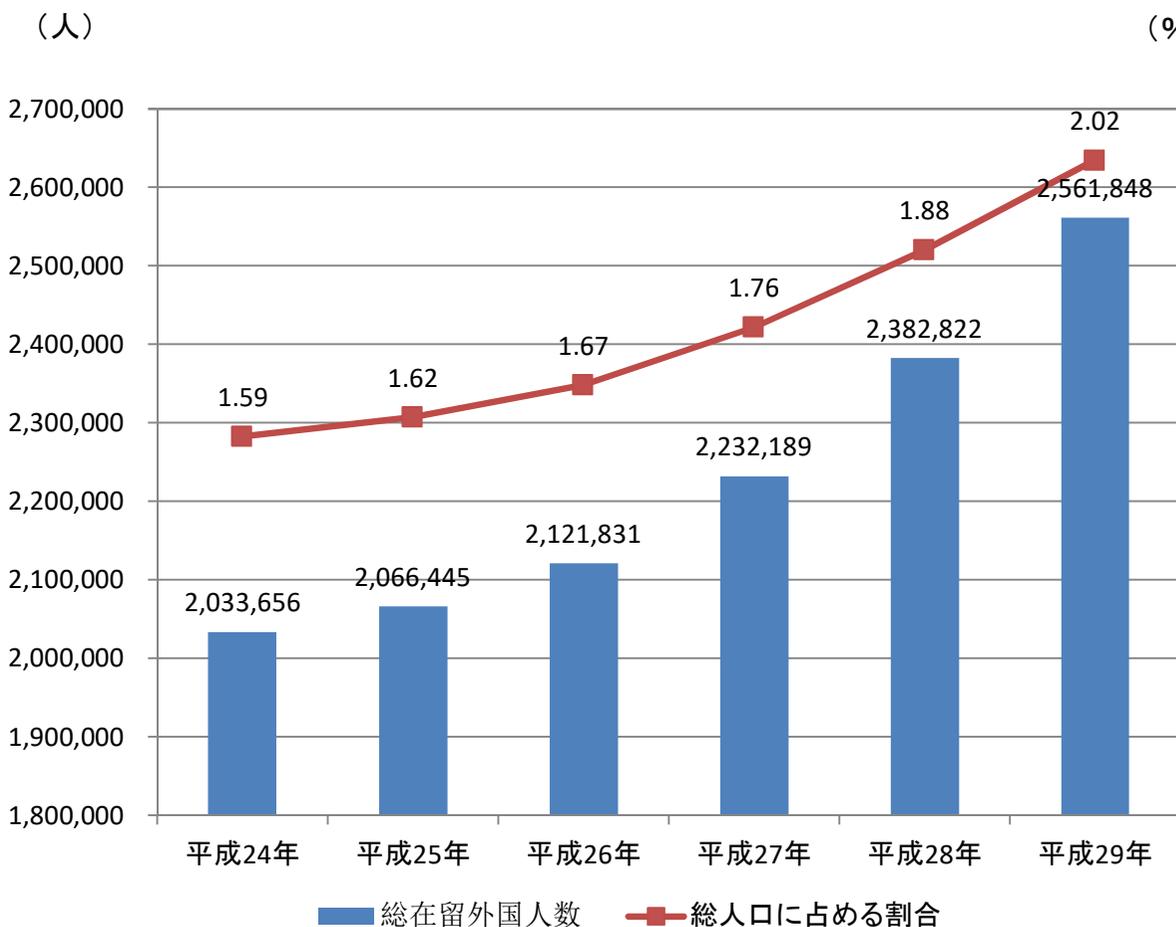
本日本話しさせていただく内容

1. 外国人労働者の現状
2. 外国人労働者を巡る最近の動向
3. 留学生の雇用対策
4. 高度外国人材の活用のために

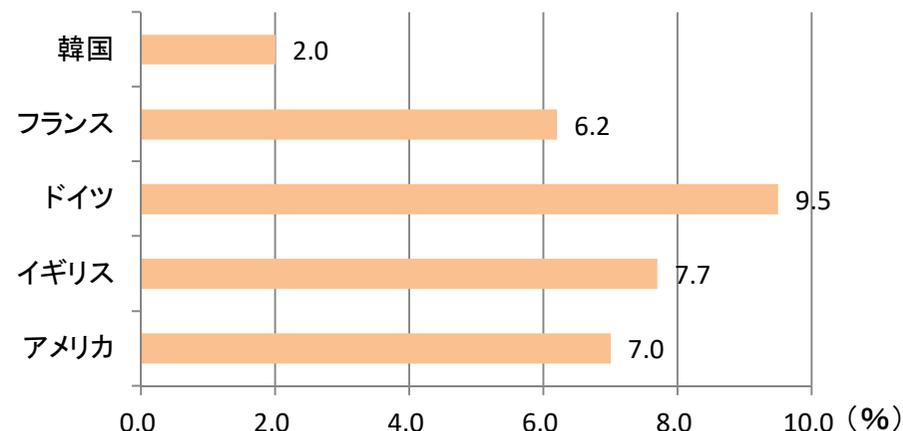
1. 外国人労働者の現状

総在留外国人数と我が国の総人口に占める割合の推移

- 国内における総在留外国人数は、平成20年のリーマンショックから平成23年の東日本大震災後にかけて一時減少傾向にあったものの、平成29年末現在、約256万人（総人口に占める割合：2.02%）となり、過去最高を更新。
- 対前年増加数は約18万人（対前年増加率7.5%）で5年連続の増加。



(%) 諸外国の外国人割合



資料出所：労働政策研修・研究機構（平成21年現在）

外国人割合が高い国内自治体

	外国人割合	国籍別1位	同2位	同3位
大泉町(群馬県)	17.6%	ブラジル	ペルー	ネパール
美濃加茂市(岐阜県)	7.9%	ブラジル	フィリピン	中国
菊川市(静岡県)	5.9%	ブラジル	フィリピン	中国
小牧市(愛知県)	5.3%	ブラジル	フィリピン	中国
伊賀市(三重県)	4.9%	ブラジル	中国	ペルー

資料出所：外国人集住都市会議（平成29年4月1日現在）

資料出所：法務省「在留外国人統計」

(注1)本数値は、各年12月末現在の統計である。

(注2)本数値は、中長期在留者に特別永住者を加えた在留外国人の数である。

(注3)我が国の総人口に占める割合は、総務省「人口推計」による、各年10月1日現在の人口を基に算出した。

日本で就労する外国人のカテゴリー(総数 約146.0万人の内訳)

出入国管理及び難民認定法上、以下の形態での就労が可能。

①就労目的で在留が認められる者 約27.7万人

(いわゆる「専門的・技術的分野の在留資格」)
 ・一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を勘案して定めることとされている。

②身分に基づき在留する者 約49.6万人

(「定住者」(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」等)
 ・これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動が可能。

③技能実習 約30.8万人

・技能移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。
 ・平成22年7月1日施行の改正入管法により、技能実習生は入国1年目から雇用関係のある「技能実習」の在留資格が付与されることになった(同日以後に資格変更をした技能実習生も同様。)

④特定活動 約3.6万人

(EPAに基づく外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)
 ・「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、個々の許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。

⑤資格外活動(留学生のアルバイト等) 約34.4万人

・本来の在留資格の活動を阻害しない範囲内(1週28時間以内等)で、相当と認められる場合に報酬を受ける活動が許可。

「専門的・技術的分野」に該当する主な在留資格

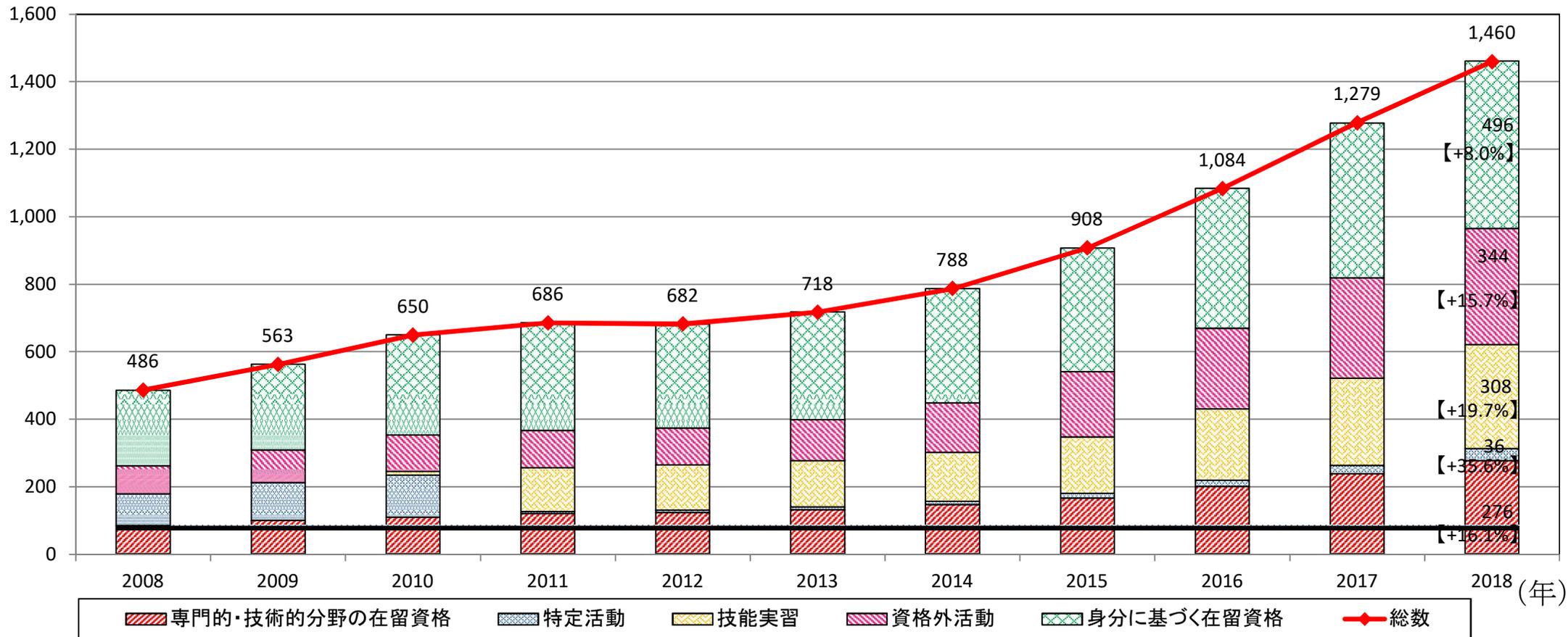
在留資格	具体例
教授	大学教授等
高度専門職	ポイント制による高度人材
経営・管理	企業等の経営者・管理者
法律 ・会計業務	弁護士、公認会計士等
医療	医師、歯科医師、看護師
研究	政府関係機関や私企業等の研究者
教育	中学校・高等学校等の語学教師等
技術 ・人文知識 ・国際業務	機械工学等の技術者、通訳、デザイナー、私企業の語学教師、マーケティング業務従事者等
企業内転勤	外国の事業所からの転勤者
介護	介護福祉士
技能	外国料理の調理師、スポーツ指導者、航空機の操縦者、貴金属等の加工職人等

※外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)による。外国人雇用状況届出制度は、事業主が外国人の雇入れ・離職の際に、氏名、在留資格、在留期間等を確認した上でハローワークへ届出を行うことを義務づける制度(労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第28条)。なお、「外交」「公用」及び「特別永住者」は対象外である。

在留資格別にみた外国人労働者数の推移

- 日本で就労している外国人は、平成30年10月末時点で過去最高の146万463人。
- 在留資格別にみると、「特定活動」(35.6%)、「技能実習」(19.7%)、「専門的・技術的分野の在留資格」(16.1%)の伸び率大きい。

(単位：千人)



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況（平成30年10月末現在）」

注1：【】は、前年同期比を示している。

注2：「専門的・技術的分野の在留資格」とは、就労目的で在留が認められるものであり、経営者、技術者、研究者、外国料理の調理師等が該当する。

注3：「身分に基づく在留資格」とは、我が国において有する身分又は地位に基づくものであり、永住者、日系人等が該当する。

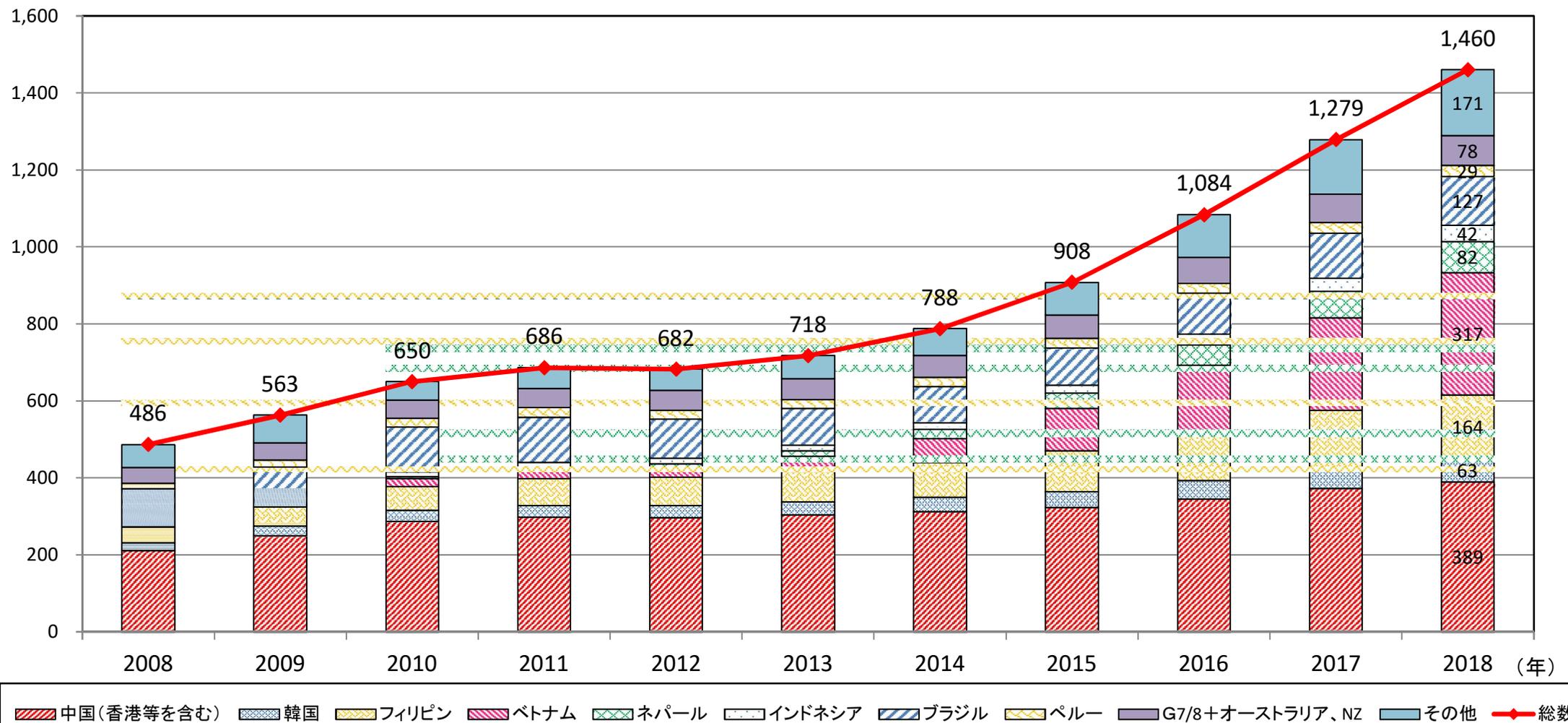
注4：「特定活動」とは、法務大臣が個々の外国人について特に指定する活動を行うもの。

注5：「資格外活動」とは、本来の在留目的である活動以外に就労活動を行うもの（原則、週28時間以内）であり、留学生のアルバイト等が該当する。

国籍別にみた外国人労働者数の推移

- 国籍別に直近の状況を見ると、中国が最も多く389,117人で、外国人労働者全体の26.6%を占めている。次いで、ベトナムが316,840人（同21.7%）、フィリピンが164,006人（同11.2%）の順となっている。
- 直近の推移を見ると、特にベトナムについては対前年同期比で76,581人（31.9%）と大幅に増加している。また、インドネシアについては同7,427人（21.7%）、ネパールについては同12,451人（18.0%）増加している。

(単位：千人)



日本で就労する外国人労働者（在留資格・国籍別）

- ベトナムは「技能実習」が45.1%、次いで「資格外活動（留学生等）」が39.4%となっている。
- インドネシアは「技能実習」が60.0%となっている。
- ネパールは「資格外活動（留学生等）」が79.5%となっている。

(単位:人)

在留資格	総数	①専門的・技術的分野	②身分に基づく在留資格	③技能実習	④特定活動	⑤資格外活動
全国籍計	1,460,463	276,770	495,668	308,489	35,615	343,791
中国	389,117	103,237	103,827	84,063	4,660	93,315
韓国	62,516	27,893	22,828	85	3,138	8,564
フィリピン	164,006	9,827	117,125	29,875	5,073	2,098
ベトナム	316,840	31,979	12,405	142,883	4,570	124,988
ネパール	81,562	9,041	3,665	399	3,573	64,875
インドネシア	41,586	3,766	5,434	24,935	3,020	4,431
ブラジル	127,392	863	126,162	105	42	217
ペルー	28,686	97	28,440	54	22	72
その他	248,758	90,067	75,782	26,090	11,517	45,231

出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

外国人雇用事業所数の推移

- 外国人を雇用する事業所数は平成30年10月末時点で過去最高の216,348か所。
- 特に平成26年以降は毎年約2万事業所ペースで増加。

単位（事業所）

250,000

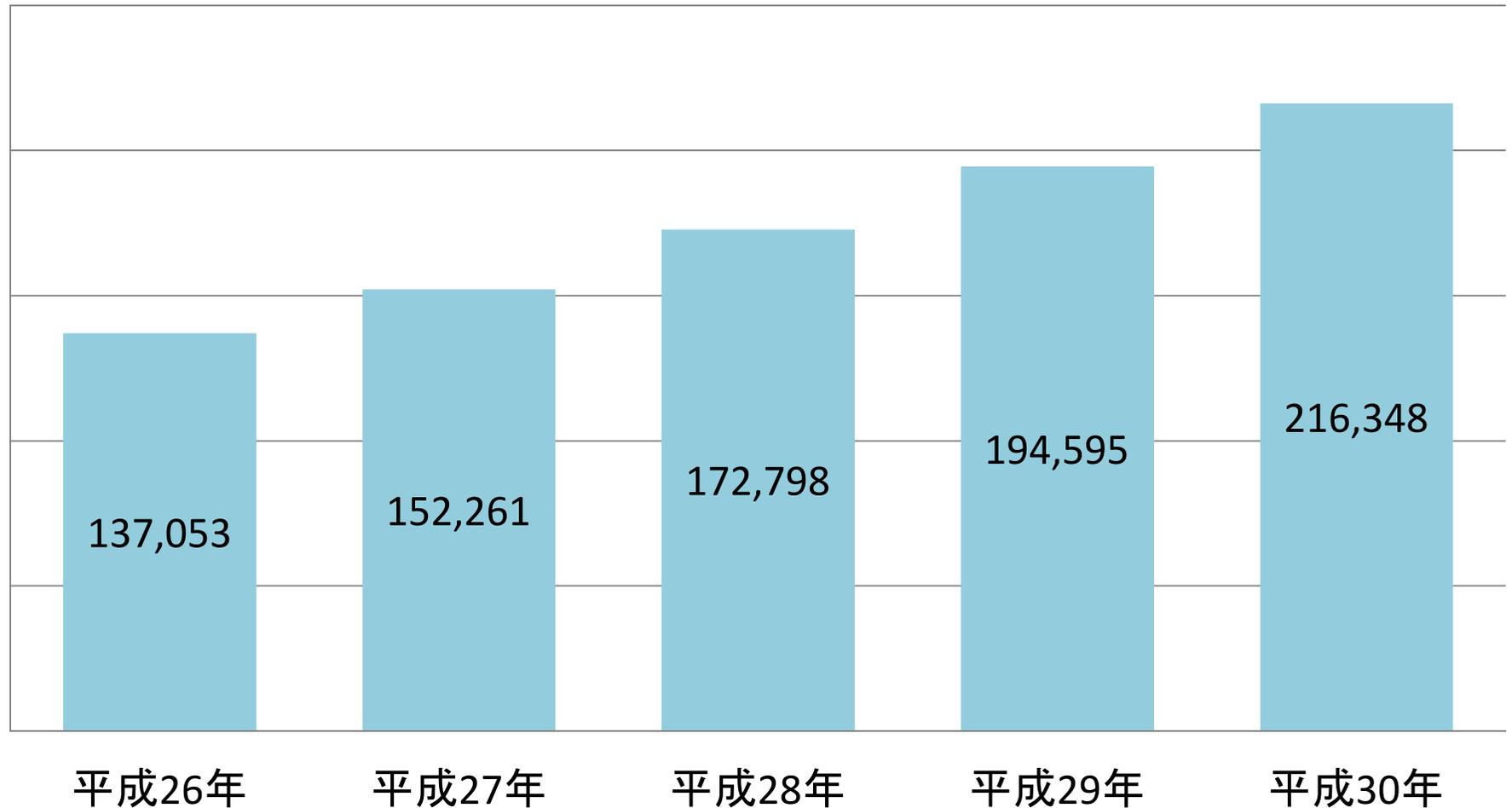
200,000

150,000

100,000

50,000

0



出典：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況(平成30年10月末現在)」

2. 外国人労働者を巡る最近の動向

第二に、外国人労働力について議論を行いました。

安倍内閣として、いわゆる移民政策をとる考えはありません。この点は堅持します。他方で、5年間のアベノミクスによって、有効求人倍率が43年ぶりの高水準となる中で、中小・小規模事業者の皆さんを始め、深刻な人手不足が生じています。

生産性向上や女性・高齢者の就業環境の整備のため、生産性革命・人づくり革命・働き方改革を推進するとともに、あわせて、専門的・技術的な外国人受入れの制度の在り方について、早急に検討を進める必要があると考えます。

在留期間の上限を設定し、家族の帯同は基本的に認めないといった前提条件の下、真に必要な分野に着目しつつ、制度改正の具体的な検討を進め、今年の夏に方向性を示したいと考えています。菅官房長官、上川法務大臣におかれては、各分野を所管する関係省の協力を得て、急ぎ、検討を開始していただきたいと思っております。

第2章 力強い経済成長の実現に向けた重点的な取組

4. 新たな外国人材の受入れ

中小・小規模事業者をはじめとした人手不足は深刻化しており、我が国の経済・社会基盤の持続可能性を阻害する可能性が出てきている。このため、設備投資、技術革新、働き方改革などによる生産性向上や国内人材の確保を引き続き強力に推進するとともに、従来の専門的・技術的分野における外国人材に限定せず、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を幅広く受け入れていく仕組みを構築する必要がある。

このため、真に必要な分野に着目し、移民政策とは異なるものとして、外国人材の受入れを拡大するため、新たな在留資格を創設する。また、外国人留学生の国内での就職を更に円滑化するなど、従来の専門的・技術的分野における外国人材受入れの取組を更に進めるほか、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組む。

(1) 一定の専門性・技能を有する外国人材を受け入れる新たな在留資格の創設

現行の専門的・技術的な外国人材の受入れ制度を拡充し、以下の方向で、一定の専門性・技能を有し、即戦力となる外国人材に関し、就労を目的とした新たな在留資格を創設する。

① 受入れ業種の考え方

新たな在留資格による外国人材の受入れは、生産性向上や国内人材の確保のための取組(女性・高齢者の就業促進、人手不足を踏まえた処遇の改善等)を行ってもなお、当該業種の存続・発展のために外国人材の受入れが必要と認められる業種において行う。

② 政府基本方針及び業種別受入れ方針

受入れに関する業種横断的な方針をあらかじめ政府基本方針として閣議決定するとともに、当該方針を踏まえ、法務省等制度所管省庁と業所管省庁において業種の特性を考慮した業種別の受入れ方針(業種別受入れ方針)を決定し、これに基づき外国人材を受け入れる。

③ 外国人材に求める技能水準及び日本語能力水準

在留資格の取得に当たり、外国人材に求める技能水準は、受入れ業種で適切に働くために必要な知識及び技能とし、業所管省庁が定める試験等によって確認する。また、日本語能力水準は、日本語能力試験等により、ある程度日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力を有することが確認されることを基本としつつ、受入れ業種ごとに業務上必要な日本語能力水準を考慮して定める。ただし、技能実習(3年)を修了した者については、上記試験等を免除し、必要な技能水準及び日本語能力水準を満たしているものとする。

④ 有為な外国人材の確保のための方策

有為な外国人材に我が国で活動してもらうため、今後、外国人材から保証金を徴収するなどの悪質な紹介業者等の介在を防止するための方策を講じるとともに、国外において有為な外国人材の送り出しを確保するため、受入れ制度の周知や広報、外国における日本語教育の充実、必要に応じ政府レベルでの申入れ等を実施するものとする。

⑤ 外国人材への支援と在留管理等

新たに受け入れる外国人材の保護や円滑な受入れを可能とするため、的確な在留管理・雇用管理を実施する。受入れ企業、又は法務大臣が認めた登録支援機関が支援の実施主体となり、外国人材に対して、生活ガイダンスの実施、住宅の確保、生活のための日本語習得、相談・苦情対応、各種行政手続に関する情報提供などの支援を行う仕組みを設ける。また、入国・在留審査に当たり、他の就労目的の在留資格と同様、日本人との同等以上の報酬の確保等を確認する。加えて、労働行政における取組として、労働法令に基づき適正な雇用管理のための相談、指導等を行う。これらに対応するため、きめ細かく、かつ、機能的な在留管理、雇用管理を実施する入国管理局等の体制を充実・強化する。

⑥ 家族の帯同及び在留期間の上限

以上の政策方針は移民政策とは異なるものであり、外国人材の在留期間の上限を通算で5年とし、家族の帯同は基本的に認めない。ただし、新たな在留資格による滞在中に一定の試験に合格するなどより高い専門性を有すると認められた者については、現行の専門的・技術的分野における在留資格への移行を認め、在留期間の上限を付さず、家族帯同を認めるなどの取扱いを可能とするための在留資格上の措置を検討する。

(2) 従来の外国人材受入れの更なる促進

留学生の国内での就職を促進するため、在留資格に定める活動内容の明確化や、手続負担の軽減などにより在留資格変更の円滑化を行い、留学生の卒業後の活躍の場を広げる。また、「高度人材ポイント制」について、特別加算の対象大学の拡大等の見直しを行う。これらの前提として、日本語教育機関において充実した日本語教育が行われ、留学生が適正に在留できるような環境整備を行っていく。さらに、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等を増設する。

また、介護の質にも配慮しつつ、相手国からの送出し状況も踏まえ、介護の技能実習生について入国1年後の日本語要件を満たさなかった場合にも引き続き在留を可能とする仕組みや、日本語研修を要しない一定の日本語能力を有するEPA介護福祉士候補者の円滑かつ適正な受入れを行える受入人数枠を設けることについて検討を進める。このほか、クールジャパン関連産業の海外展開等を目的とする外国人材の受入れを一層促進するための方策や、我が国における外国人材の起業等を促進し、起業家の受入れを一層拡大するための方策について検討を進める。

(3) 外国人の受入れ環境の整備

上記の外国人材の受入れの拡大を含め、今後も我が国に滞在する外国人が一層増加することが見込まれる中で、我が国で働き、生活する外国人について、多言語での生活相談の対応や日本語教育の充実をはじめとする生活環境の整備を行うことが重要である。このため、2006年に策定された「『生活者としての外国人』に関する総合的対応策」を抜本的に見直すとともに、外国人の受入れ環境の整備は、法務省が総合調整機能を持って司令塔的役割を果たすこととし、関係省庁、地方自治体等との連携を強化する。このような外国人の受入れ環境の整備を通じ、外国人の人権が護られるとともに、外国人が円滑に共生できるような社会の実現に向けて取り組んでいく。

なお、法務省、厚生労働省、地方自治体等が連携の上、在留管理体制を強化し、不法・偽装滞在者や難民認定制度の濫用・誤用者対策等を推進する。

未来投資戦略2018(平成30年6月15日閣議決定)における主な項目

2-1. AI時代に求められる人材の育成・活用

iii) 産業界におけるAI人材等の育成・活用

海外から優秀なAI人材を呼び込むため、アジアのジョブフェアへの出展や海外大学への寄附講座開設など日本企業の取組を支援する。また、アジア等の海外現地において日本の求人情報等を活用したマッチング支援の在り方を具体的に検討する。

2-3. 外国人材の活躍推進

第4次産業革命の下での国際的な人材獲得競争が激化する中、海外から高度な知識・技能を有する外国人材の積極的な受入れを図ることが重要である。特に、高度外国人材の「卵」である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図る。

i) 高度外国人材の受入れ促進

① 外国人留学生等の国内就職促進のための政府横断的な取組

ア) 外国人留学生などの外国人材受入れ施策の有機的連携

大学・企業・自治体等の連携の下、外国人留学生と中堅・中小企業双方の事情に精通する専門家の活用等を通じ、地域の中堅・中小企業のニーズを踏まえた専門教育や、ビジネス日本語・キャリア教育等日本企業への就職に際し求められるスキルを在学中から習得させるとともに、インターンシップ、マッチング事業等を通じて国内企業への就職につなげる仕組みを作る。また、留学生と企業とのマッチングの機会を設けるため、ハローワークの外国人雇用サービスセンター等の増設により、留学生と企業とのマッチングを推進する。

iii) 外国人の受入れ環境の整備

② 就労環境の改善

高度外国人材の専門性の発揮や公正な評価・処遇に繋がる雇用管理改善の取組の指標となる好事例集の普及啓発を図り、魅力ある就労環境整備を促していく。

外国人雇用管理アドバイザーや「新輸出大国コンソーシアム」の専門家による人事・労務管理等に関する相談対応を通じ、高度外国人材の雇用の改善を図る。

③ 在留資格手続の円滑化・迅速化等のための在留管理基盤の強化

外国人を適正に雇用し、また外国人雇用状況届出等を履行している所属機関を対象に、外国人本人に代わって手続を行うことを可能とする在留資格手続上のオンライン申請を本年度から開始する。

法務省が把握する外国人本人の情報と厚生労働省が把握する外国人雇用状況届出情報が突合できない事案や、事業主が外国人雇用状況届出の義務を履行していないと疑われる事案について、両省間で情報共有を行い、雇用主に対して届出義務を着実に履行させるための仕組みを本年夏から開始する。また、更なる把握の徹底等在留管理基盤の強化を図るべく、各種識別番号の活用を検討し、その結論に応じた必要な措置を講ずる。

受入れ外国人材に係る業種・職種・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みを検討し、本年度中に結論を得る。 -13-

5. 保育・雇用

(2)日本で学ぶ留学生の就職率向上

【就労のための日本語能力の強化】

- 留学生がスムーズに職場に定着できるよう、新規就職者等に対し、職場において必要な日本語のコミュニケーション能力を高めるための実践的な研修としてビジネス日本語研修等の機会を提供する。
(平成30年度検討・結論、平成31年度措置)

【地方における就職支援の強化】

- 地方に居住する留学生と企業との更なるマッチング推進のため、ハローワークの外国人雇用サービスセンターの増設など、公的な就職相談支援体制を強化する。
(平成30年度検討・結論、平成31年度以降順次措置)
- 企業における外国人材の雇用管理改善を支援するためのガイドブック「高度外国人材にとって魅力ある就労環境を整備するために～雇用管理改善に役立つ好事例集～」がより広く活用されるよう周知を徹底する。
(平成30年度検討・結論・措置)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（概要）

平成30年12月25日

外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議

総額211億円(注)

我が国に在留する外国人は近年増加(264万人)、我が国で働く外国人も急増(128万人)、新たな在留資格を創設(平成31年4月施行)

⇒ **外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組**とともに、**外国人との共生社会の実現に向けた環境整備**を推進する。今後も対応策の充実を図る。

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動等

(1) 国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり

- 「『国民の声』を聴く会議」において、国民及び外国人双方から意見を継続的に聴取

(2) 啓発活動等の実施

- 全ての人が互いの人権を大切に支え合う共生社会の実現のため、「心のバリアフリー」の取組を推進

生活者としての外国人に対する支援

(1) 暮らしやすい地域社会づくり

① 行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備

- 行政・生活全般の情報提供・相談を多言語で行う一元的窓口に係る地方公共団体への支援制度の創設（「多文化共生総合相談ワンストップセンター(仮)」(全国約100か所、11言語対応)の整備)【20億円】
- 安全・安心な生活・就労のための新たな「生活・就労ガイドブック(仮)」(11言語対応)の作成・普及
- 多言語音声翻訳システムのプラットフォームの構築【8億円】と多言語音声翻訳システムの利用促進

② 地域における多文化共生の取組の促進・支援

- 外国人材の受入れ支援や共生支援を行う受け皿機能の立ち上げ等地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図るための地方公共団体の先導的な取組を地方創生推進交付金により支援
- 外国人の支援に携わる人材・団体の育成とネットワークの構築

(2) 生活サービス環境の改善等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

- 電話通訳や多言語翻訳システムの利用促進、マニュアルの整備、地域の対策協議会の設置等により**全ての居住圏において外国人患者が安心して受診できる体制を整備**
- 地域の基幹的医療機関における医療通訳の配置・院内案内図の多言語化の支援

【17億円】

② 災害発生時の情報発信・支援等の充実

- 気象庁HP、Jアラートの国民保護情報等を発信するプッシュ型情報発信アプリSafety tips等を通じた防災・気象情報の多言語化・普及(11言語対応)、外国人にも分かりやすい情報伝達に向けた改善(地図情報、警告音等)
- 三者間同時通訳による「119番」多言語対応と救急現場における多言語音声翻訳アプリの利用、災害時外国人支援情報コーディネーターの養成

③ 交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実

- 交通安全に関する広報啓発の実施、運転免許学科試験等の多言語対応
- 「110番」や事件・事故等現場における多言語対応
- 消費生活センター(「188番」)、法テラス、人権擁護機関(8言語対応)、生活困窮相談窓口等の多言語対応

④ 住宅確保のための環境整備・支援

- 賃貸人・仲介事業者向け実務対応マニュアル、外国語版の賃貸住宅標準契約書等の普及(8言語対応)
- 外国人を含む住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録・住宅情報提供・居住支援等の促進

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

- 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備、多言語対応の推進、ガイドラインの整備
- 携帯電話の契約時の多言語対応の推進、在留カードによる本人確認が可能である旨の周知の徹底

(3) 円滑なコミュニケーションの実現

① 日本語教育の充実

- 生活のための日本語の標準的なカリキュラム等を踏まえた日本語教育の全国展開(地域日本語教育の総合的体制づくり支援、日本語教室空白地域の解消支援等)【6億円】
- 多様な学習形態のニーズへの対応(多言語ICT学習教材の開発・提供、放送大学の教材やNHKの日本語教育コンテンツの活用・多言語化、全ての都道府県における夜間中学の設置促進等)
- 日本語教育の標準等の作成(日本版CEFR(言語のためのヨーロッパ共通参照枠))
- 日本語教師のスキルを証明する新たな資格の整備

② 日本語教育機関の質の向上・適正な管理

- 日本語教育機関の質の向上を図るための告示基準の厳格化(出席率や不法残留者割合等の抹消基準の厳格化、日本語能力に係る試験の合格率等による数値基準の導入等)
- 日本語教育機関に対する定期的な点検・報告の義務付け
- 日本語教育機関の日本語能力に関する試験結果等の公表義務・情報開示の充実
- 日本語教育機関に関する情報を関係機関で共有し、法務省における調査や外務省における査証審査に活用

(4) 外国人児童生徒の教育等の充実

- 日本語指導に必要な教員定数の義務標準法の規定に基づく着実な改善と支援員等の配置への支援【3億円】
- 地方公共団体が行う外国人児童生徒等への支援体制整備(ICT活用、多様な主体との連携)
- 教員等の資質能力の向上(研修指導者の養成、地方公共団体が実施する研修への指導者派遣等による全国的な研修実施の促進)
- 地域企業やNPO等と連携した高校生等のキャリア教育支援、就学機会確保【1億円】

(5) 留学生の就職等の支援

- 大卒者・クールジャパン分野等の専修学校修了者の就職促進のための在留資格の整備等
- 中小企業等に就職する際の在留資格変更手続の簡素化
- 文部科学省による大学等の就職促進プログラムの認定等【6億円】
- 留学生の就職率の公表の要請、就職支援の取組状況や就職状況に応じた教育機関に対する奨学金の優先配分、介護人材確保のための留学・日本語学習支援の充実【14億円】
- 業務に必要な日本語能力レベルの企業ごとの違いなどを踏まえた多様な採用プロセスの推進
- 産官学連携による採用後の多様な人材育成・待遇などのベストプラクティスの構築・横展開

(6) 適正な労働環境等の確保

① 適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保

- 労働基準監督署・ハローワークの体制強化、外国人技能実習機構の体制強化、「労働条件相談ほっとライン」の多言語対応(8言語対応)
- 「外国人労働者相談コーナー」・「外国人労働者向け相談ダイヤル」における多言語対応の推進・相談体制の拡充

② 地域での安定した就労の支援

- ハローワークにおける多言語対応の推進(11言語対応)と地域における再就職支援
- 地域ごとの在留外国人の状況を踏まえた情報提供・相談の多言語対応、職業訓練の実施

(7) 社会保険への加入促進等

- 法務省から厚生労働省等への情報提供等による社会保険への加入促進
- 医療保険の適正な利用の確保(被扶養認定において原則として国内居住要件を導入、不適正事案対応等)
- 納税義務の確実な履行の支援等の納税環境の整備

外国人材の適正・円滑な受入れの促進に向けた取組

(1) 悪質な仲介事業者等の排除

- 二国間の政府間文書の作成(9か国)とこれに基づく情報共有の実施
- 外務省(在外公館)、警察庁、法務省、厚生労働省、外国人技能実習機構等の関係機関の連携強化による悪質な仲介事業者(ブローカー)等の排除の徹底と入国審査基準の厳格化
- 悪質な仲介事業者等の把握に向けた在留諸申請における記載内容の充実

(2) 海外における日本語教育基盤の充実等

- 日本での生活・就労に必要な日本語能力を確認する能力判定テストをCBT(Computer Based Testing)により厳正に実施(9か国)
- 国際交流基金等による海外における日本語教育基盤強化(現地教師育成、現地機関活動支援)
- 在外公館等による情報発信の充実

【34億円】

新たな在留管理体制の構築

(1) 在留資格手続の円滑化・迅速化

- 受入企業等による在留資格手続のオンライン申請の開始【12億円】
- 在留カード番号等を活用した申請手続の更なる負担軽減、標準処理期間(2週間~1か月)の励行

(2) 在留管理基盤の強化

- 法務省・厚生労働省の情報共有の更なる推進による外国人の在留状況・雇用状況の正確な把握
- 業種別・職種別・在留資格別等の就労状況を正確に把握する仕組みの構築、公的統計の充実・活用
- 出入国在留管理庁の創設に伴う出入国及び在留管理体制の強化【18億円】

(3) 不法滞在者等への対策強化

- 警察庁、法務省、外務省等の関係機関の連携強化による不法滞在者等の排除の徹底【5億円】
- 技能実習に係る失踪者情報等の収集・分析、これを踏まえた調査の徹底、実習実施者等に対する計画認定取消し等の運用の厳格化、平成29年における技能実習に係る失踪者等の悉皆調査・対応

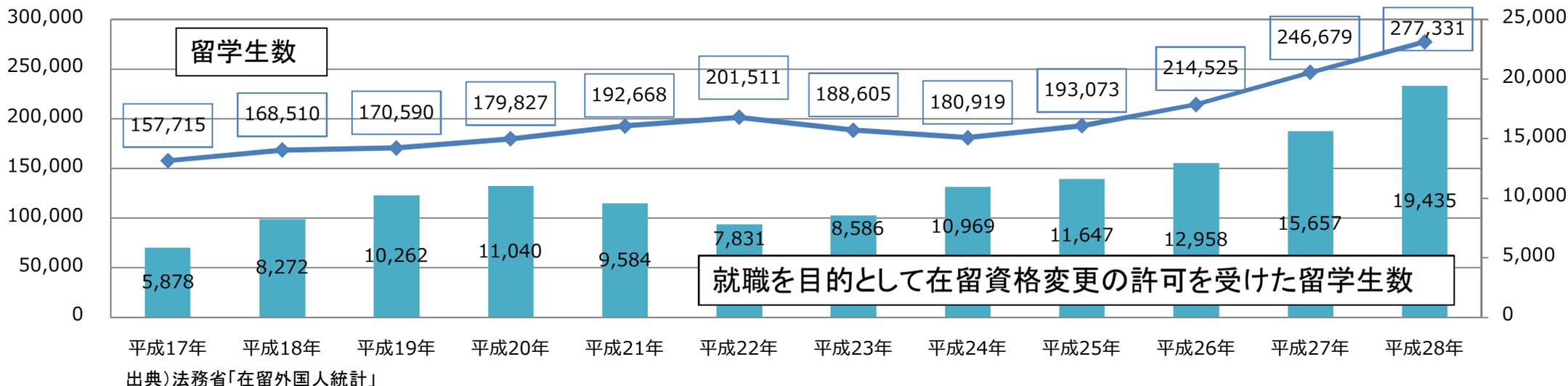
-15-

(注) 予算額は30年度補正(2号)予算、31年度予算の措置額。このほか、関連予算として、地方創生推進交付金1,000億円の内数、(独)日本学生支援機構運営費交付金131億円の内数(留学生の就職等支援関連)、人材開発支援助成金571億円の内数(地域での安定就労支援関連)、不法滞在者対策等157億円等がある。

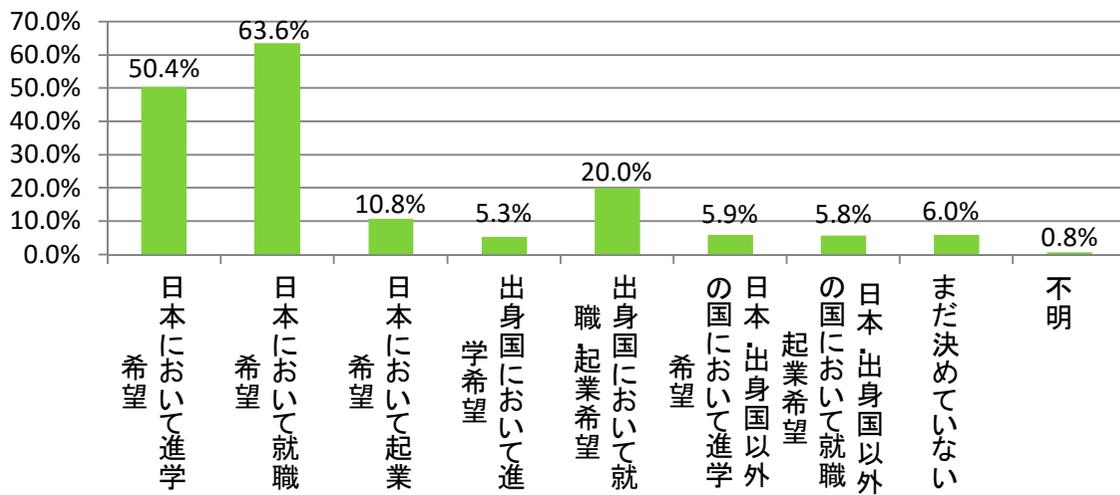
3. 留学生の雇用対策

外国人留学生数の推移及び就職活動における課題

平成28年末現在の留学生の総数は27万7,331人(平成17年末現在から約1.8倍に増加)。留学生の就職も以前より増加(平成17年:約5,878人→平成28年:約19,435人で約3.3倍)。一方で、日本での就職を希望する留学生が全体の6割程度いるなかで、実際に就職できている者が3割程度であり、企業側と留学生双方の情報不足等によるミスマッチが指摘されている。



留学生卒業後の進路希望(複数回答あり)



**卒業(修了)
留学生※
46,559人**

↓

日本で就職: 14,493人(31.1%)

※平成28年度中に卒業(修了)した外国人留学生

専門的・技術的分野の外国人人数

○専門的・技術的分野における外国人登録者数の推移
 平成28年末現在の登録者数は27万1,288人（平成17年末現在から約1.9倍に増加）。
 ※「その他」については、就労を目的とする在留資格の外国人のうち、「外交」、「公用」の在留資格の者を除いたもの。



出典) 法務省「在留外国人統計」

※平成27年4月に改正入管法が施行され、「技術」と「人文知識・国際業務」の在留資格が一本化された。

留学生の就労促進に係る主な施策

「外国人雇用サービスセンター」（外国人版ハローワーク：東京・愛知・大阪）を、留学生を含む高度外国人材の就職支援の拠点と位置付け、ハローワークの全国ネットを活用し、意識啓発からマッチング・定着に至るまで、各段階で多様な支援メニューを提供するとともに、一部の新卒応援ハローワークに留学生コーナー（※）を設置するなど、留学生への就職支援を強化。

※留学生コーナー設置箇所（平成30年4月1日現在）北海道、宮城、埼玉、千葉（千葉、松戸）、東京、神奈川、石川、静岡、愛知、三重、京都、大阪、兵庫、岡山、広島、福岡、長崎（18箇所）

1. 全国的ネットワークによるマッチングの促進

外国人雇用サービスセンターは、求人・求職を集約した上で、全国のハローワークや新卒応援ハローワークとの連携により、卒業に至るまで複数年にわたり、全国的かつきめ細かな就職支援を実施

（外セン等の求職、相談の状況（平成29年度））

新規求職者数・・・12,173件
相談件数・・・31,417件
就職件数・・・2,042件

2. 意識啓発・カウンセリング等

大学の就職担当者等を訪問し、未内定留学生の把握や外国人雇用サービスセンターの利用勧奨を行うほか、国内就職希望の留学生に対し、在籍の早い段階から就職ガイダンスを実施するなど、留学生の意識・動機付けに向けて連携

（外セン等におけるガイダンス等の実施状況（平成29年度））

ガイダンス参加学生数・・・9,211名
面接会参加学生数・・・5,238名

3. 留学生インターンシップ・大学との連携

企業と留学生の相互理解の促進を通じ、国内就職市場の拡大を図るため、留学生向けインターンシップを実施。また、大学の就職支援担当者との情報交換を実施（インターンシップは夏季と春季に実施）

（インターンシップ受入実施企業数（平成29年度） 115社
インターンシップ参加学生数（平成29年度） 240名）

4. 外国人留学生を採用する企業等に対する支援

留学生を採用する企業の開拓に加えて、外国人雇用管理アドバイザーによる採用時（在留資格変更手続きを含む）や人事労務管理上の留意点に関する相談など、外国人留学生を採用する企業等に対する各種相談業務を実施

（雇用管理アドバイザーによる相談実績（平成29年度）
事業所訪問による相談・・・92事業所
外国人雇用サービスセンターでの相談・・・654事業所）

留学生採用サポート事業（北海道地区のみ・委託事業）

民間事業者を通じ、①留学生の採用経験がない中小企業等を対象とした企業向けセミナー・相談会、②留学生を対象とした企業説明会・面接会、③留学生を対象とした意識啓発等の各種就職支援メニューの提供。外センから離れており面接会等の各種就職支援サービスを受けることが困難な状況となっている北海道地区においてモデル的に実施（平成28年度～）。

平成30年度における留学生の就職支援体制について

概要

留学生の卒業後の進路希望調査において「日本で就職を希望」する者は63.6%であるが、実際に日本で就職している者は卒業生の3割程度。「日本再興戦略2016」において目標とされた就職率5割の達成に向けて、引き続き留学生への就職意識啓発と事業主への相談支援に取り組むとともに、さらなるマッチング強化に努める。

就職支援体制

【継続】 来日早期の者を含む留学生を対象とした就職支援と、企業からの相談体制の強化

- 外国人雇用サービスセンター（東京・愛知・大阪）及び留学生コーナー（17都道府県18箇所（※））における職業紹介、職業相談、個別相談、求人開拓等の就職支援（※平成30年度においては静岡に新規設置）
- 大学と連携して開催する留学生向け就職ガイダンスや、留学生向け就職説明会・面接会の実施
- 来日早期の留学生を対象としたセミナー、インターンシップ等による就職意識啓発
- 外国人雇用管理アドバイザー（留学生支援分）による在留資格変更手続き等に関する事業所への専門的な相談支援
- 「外国人材活躍推進プログラム」を踏まえた関係省庁・機関との積極的な連携による就職支援
- 「外国人留学生採用サポート事業」による北海道地区における留学生の就職支援

【新規】 高度外国人のマッチング強化

- 日本企業における留学生等のサマージョブ及びインターンシップの活用促進
外国人留学生等の採用を検討する企業に対するサマージョブ等に関する情報提供や相談支援の実施について検討を行う。
- 既卒留学生に対するトライアル雇用の活用促進
在留資格「特定活動（就職活動）」の身分で卒業後も日本国内での就職活動を継続する既卒留学生へのトライアル雇用の活用を図る。
- 高度人材の職場適応・定着の推進
日本企業に就職の決まった内定就学生や新人外国人社員への職場適応・定着支援を行う。

4. 高度外国人材の活用のために

ぜひご利用下さい！

■ 外国人と上手く協働していきましょう！

そのために

- 外国人にとっても魅力的な就労環境を整備し、効果的な募集・採用経路の選択を
- 「言語」「能力開発」「宗教・文化」などについて、ボーダレスな職場環境作りを
- 外国人社員が日本で生活者として自立できるよう積極的なサポートを

外国人の採用や雇用管理を考える事業主・人事担当者の方々へ

外国人の活用好事例集

～外国人と上手く協働していくために～



 厚生労働省

実践マニュアルは、厚生労働省ウェブページからダウンロードできます！

「厚労省 外国人活用好事例集」で検索！

外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針

外国人指針とは

○ 事業主は、その雇用する外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう、職業に適応することを容易にするための措置の実施その他の雇用管理の改善を図るとともに、解雇等で離職する場合の再就職援助に努めなければならない。（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第7条）

→事業主が適切に対処できるよう、講ずべき必要な措置について定めたもの。（平成19年厚生労働省告示第276号）

指針の主な内容

項目	主な内容（事業主が努めるべきこと）
①外国人労働者の募集および採用の適正化	<ul style="list-style-type: none">・ 募集にあたり従事すべき業務内容、賃金、労働時間、関係法令の適用に関する事項等について明示する・ 求人の申込みにあたり国籍による条件を付すなど差別的取扱いをしない・ 在留資格上、従事することが認められる者であることを確認する・ 公平な採用選考に努める
②適正な労働条件の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 国籍を理由として賃金、労働時間等について差別的取扱いをしてはならない・ 主要な労働条件について外国人労働者が理解できるようその内容を明らかにした書面を交付する・ 適正な労働時間の管理を行うほか、外国人労働者の旅券等を保管しないようにする
③安全衛生の確保	<ul style="list-style-type: none">・ 労働災害防止のための指示を理解できるよう、必要な日本語および基本的な合図等を習得させるよう努める・ 健康診断を実施する
④雇用保険、労災保険、健康保険および厚生年金保険の適用	<ul style="list-style-type: none">・ 被保険者に該当する外国人労働者に係る適用手続等必要な手続をとる・ 厚生年金保険への加入期間が6ヶ月以上の外国人労働者が帰国する場合、帰国後に脱退一時金の支給を請求し得る旨説明する
⑤適切な人事管理、教育訓練、福利厚生等	<ul style="list-style-type: none">・ 多様な人材が能力発揮しやすい環境整備に努める・ 教育訓練の実施、苦情・相談体制の整備、母国語での導入研修の実施等に努める・ 適切な宿泊の施設を確保するよう努める
⑥解雇の予防および再就職の援助	<ul style="list-style-type: none">・ 安易な解雇等を行わないようにするとともに、やむを得ず解雇等を行う場合は、外国人労働者の在留資格に応じた再就職が可能となるよう、必要な援助を行うように努める

外国人雇用管理アドバイザーによる事業主支援について

概要

都道府県労働局等に「外国人雇用管理アドバイザー」※を配置し、外国人労働者の雇用管理の改善や職業生活上の問題など、外国人を雇用する事業主からの様々な相談に対して、事業所の実態に応じた専門的な指導・援助を行う。

※ 社会保険労務士や中小企業診断士など、外国人労働者の雇用管理の改善に関して深い知識と経験を有する者へ委嘱。

利用方法

最寄りのハローワークを通じて、外国人雇用管理アドバイザーへの相談申込みが可能（相談費用無料）。訪問日程を調整の上、外国人雇用管理アドバイザーを事業主の元へ派遣し、相談に対応。

※ このほか、窓口において外国人雇用管理アドバイザーによる相談を実施しているハローワークもある。

相談事例

[雇用管理面での相談]

- 外国人労働者を雇用するにあたり、どのような点を考慮したらよいか
- 日本語の不慣れな外国人労働者への職場教育はどうしたらいいか
- 労働契約、職務配置、福利厚生、退職・解雇時の注意点 等

[職業生活面での相談]

- 生活習慣・宗教観への理解とコミュニケーションをどう図ればいいのか 等

